

**原案可決**

議提議案第16号

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成17年条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「8人」を「9人」に改め、「水道部」の次に「、消防本部」を加え、同条第4号中「8人」を「9人」に改める。

第8条第3項中「及び議会運営委員」を削る。

**附 則**

この条例は、平成19年2月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第3号（「8人」を「9人」に改める部分に限る。）及び第4号の改正規定 平成19年5月1日

提出者	議 員	金 子 雄 二
〃	〃	野 村 秀 男
〃	〃	松 本 富 男
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	神 沼 広 司
〃	〃	林 真佐子
〃	〃	岡 村 文 男
〃	〃	牛 达 志津江
〃	〃	大久保 正 一
〃	〃	石 橋 咲 子